足場組立等作業主任者の選任と職務

全国造船安全衛生対策推進本部

足場の組み立て等作業主任者の職務

【作業計画の作成】

(1)　足場架設、解体、変更作業を行う場合は、作業計画を立案する。

(2)　高さ５ｍ以上での足場架設、解体、変更作業を行う場合は、作業内容、作業場所、作業日時、足場作業主任者、立会者氏名、作業者数、作業方法・手順、使用又は利用する設備器材及び墜落防止措置、立入禁止措置、隔離区域（タンク内及び居住室内等)、作業者に対し作業前に行う注意事項、その他を織り込んだ作業計画書を作成する。

【作業開始の事前チェック】

(1)　体調の確認→作業者の健康、体調等の確認を行う。

(2)　服装、保護具の確認→作業者の服装、保護具（安全帽、安全帯など）の着装状態を確認する。

(3)　作業者の配置→作業内容に応じて適正配員を行う。

(4)　現場の事前確認→作業場所の安全及び照明の

状況を確認する。

(5)　**器材の点検**→使用する足場器材、工具等を点検し不良品を除去する。

(6)　**立入禁止の表示**→危険範囲内の立入禁止の縄張り及び表示を行う。(監視人配置、迂回路の設置)

【作業中の安全措置】

(1)　作業指揮

現場で作業の進行状況を確認しながら直接作業を指示する。

(2)　監視・指導

・ 作業者の安全帯、安全帽などの保護具の使用状態を監視、指導する。(保護具、安全帯取付治具、ﾛｰﾌﾟﾁｬｯｸ等)

・ 作業者の不安全行為、設備の不備、欠陥及び作業方法の誤り等の発見に努め、その場で指示し是正させる。

(3)　器材置場の確保→足場器材の仮置場所を確保し、指示を行う。

(4)　落下防止→足場器材、治工具等を落下させないよう措置を講じる。

(5)　作業一時中止

作業中、作業の続行に危険が予想される次の場合は、作業を一時中止させる。

・作業方法及び設備等に不具合点を発見した場合。
・悪天候の場合。
・ 安全上支障がある場合。

【作業後の措置】

(1)　整理整頓→足場器材、工具等の後片付けと整理整頓を行わせる。

(2)　点検確認

・足場の架設状態の点検及び不具合点の是正状況。
・立入禁止等の不要な表示の撤収状況。
・足場使用制限過重等の表示。

(3)　人員把握→作業終了後、作業者の把握を確実に行う。